

○愛知中部水道企業団建設工事請負業者格付要領

平成17年4月1日

要領第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事請負の入札参加資格者の格付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(格付対象者)

第2条 格付の対象者は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受け、次の各号に掲げる建設工事請負の業種について入札参加資格を有する者とする。

- (1) 土木工事
- (2) 管工事
- (3) 水道施設工事

(格付基準)

第3条 格付は、前条による業種ごとに法第27条の23の規定による経営事項審査結果の総合評定値により行うものとし、格付の基準は、次のとおり定めるものとする。

等級	総合評定値
S	900点以上
A	800点以上900点未満
B	700点以上800点未満
C	700点未満

2 過去2年間履行実績のない者については、最下位の等級に格付するものとする。

(格付の有効期間)

第4条 格付は入札参加資格審査申請書の受付け毎に行うものとし、その有効期間は格付を決定した日から次の決定の日の前日までとする。ただし、この間においても特に必要と認められた場合において、再度格付を行うことができるものとする。

(入札参加資格者名簿)

第5条 格付した結果については、入札参加資格者名簿に併記するものとする。

2 入札参加資格者名簿は、インターネットの利用及び管財検査課にて閲覧に供することにより、公表するものとする。

(格付変更等)

第6条 企業長が特に必要と認めた場合においては、格付を変更することができる。

2 企業長は、経営状況が特に悪い者又は経営事項審査申請書等に虚偽の事項を記載した者を失格又は降級させることができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、建設工事請負の入札参加資格者の格付について必要な事項は、愛知中部水道企業団指名審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年要領第2号）

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成26年要領第1号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年要領第3号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年要領第2号）

この要領は、令和4年12月1日から施行する。